

令和5年度 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 議事概要

◇日時：令和5年8月9日（水） 午前10時から正午まで

◇場所：ホテルプリムローズ大阪2階 羽衣の間

◇議題：1. 大阪府における担い手の育成方針
2. 大阪府における体制整備に向けた取組方針

1. 大阪府における担い手の育成方針

（資料1「令和5年度第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会」、資料2「大阪府成年後見制度に関する担い手の育成方針（R5.8.9案）」について事務局より説明）

意見交換 大阪府における担い手の育成方針について

（構成員）

○法人後見の研究・推進に関して、具体的なスケジュールは。

（事務局）

○次年度以降の研究会でご意見をいただきながら、法人後見の果たす役割等を研究し、府が養成すべき法人後見について検討したいと考えている。

（構成員）

○R3年度から府が実施している社会福祉法人による法人後見の支援事業について、養成研修の受講が伸びない、受講はするもののバンク登録に至らない等の課題が見えてきた。マッチングについても、地域性や法人の性格がある等の難しさが見えてきている。このため、どのような事案をどの程度の規模で実施するのか等、今後の見通しについて考えていかないといけない時期に来ているのではないだろうか。国の第二期基本計画にあるような長期的な支援が必要な方や困難事案と、府域の市民後見人や専門職後見人といった担い手との役割分担等を踏まえ、府が長期的に支援を行っていくためにも、これまでの実績について確認・分析してはどうか。

（事務局）

○法人後見支援事業については、これまでの考え方で引き続き実施する方針。（3（2）法人後見実施団体の育成）事業の状況については、別途設けている企画会議において専門職と共に確認を行っている。役割分担等は、次年度以降の研究会の中で、他の法人後見とともに再度確認を行っていく。

（構成員）

○成年後見制度は非常に分かりにくいし、利用の敷居が高い。分かりやすいものを期待している。

（構成員）

○専門職は日ごろ、多くの支援困難事案の対応を行っている。専門職からの聞き取りもしていただきながら、どのような事案を支援困難事案というのか、それに対応するためにどのような法人後見の仕組みが必要か等、できるだけ早期に研究を進めていただければ。

(構成員)

○知的障がいの場合、長期支援が可能な法人後見を望んでいる。障がい特性に応じた事例等も検討していただければ。

(構成員)

○「大阪府成年後見制度に関する担い手育成方針」と府域全体にわたる大きな方針であるが、現在の受任状況は、市民後見人は政令市を除く府域で年間 10～15 名、大阪府法人後見支援事業は 1 名いるかどうかと、タイトルと中身に乖離があるように感じる。国の第二期基本計画に沿ったものと理解しているが、専門職や親族との連携についても触れる等、もう少し大きなスケールで方針策定してはどうか。

(構成員)

○市民後見人は個人として取り組むが、法人後見は組織として取り組むもの。組織が取り組みやすいようにする仕組みはできないか。

(事務局)

○今年度策定する府の担い手育成方針については、国の第二期基本計画に基づき、市民後見人・法人後見実施団体の育成方針とし、今後国の動向をみながら見直しを行っていきたい。

(構成員)

○国の動向は一つのきっかけではあるが、府域における必要な見直しや問題意識の共有等の議論は随時行っていくべき。府では、親族後見人に関する議論はここ数年進んでいない。市町村や家庭裁判所をバックアップする大阪府の役割については、府域全体の利用促進を意識した議論してほしい。

(構成員)

○市民後見人の養成支援を実施している市町村の中で、市の主体性について温度差がある。市が責任をもって市民後見人を育成するよう働きかけてもらえれば。

(構成員)

○親族後見人の育成についてどう考えるか。

(大阪家庭裁判所)

○当庁では、令和 4 年 2 月より、総合支援型後見監督人の選任の運用を開始し、親族後見人が一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の力を身に付けることを目的とした専門職の後

見監督人による支援を行っている。

成年後見制度の基本の担い手として専門職後見人・親族後見人がいて、そこから溢れるものを府が重点的に取り組む、それが市民後見人・法人後見という理解。

2. 大阪府における体制整備に向けた取組方針

(資料1「令和5年度第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会」、資料3「大阪府における成年後見制度利用促進に係る体制整備に向けた取組方針 (R5.8.9 案) について事務局より説明)

意見交換①市町村の中核機関立ち上げに向け、府はどのように働きかければよいか。

(構成員)

○課題意識を持っていない市町村への働きかけは大変難しい。それらの市町村に意識づけしてもらうことも必要ではあるが、前向きに進めていこうと検討している市町村を重点的に支援することで立ち上げにつなげて、府域における中核機関設置市町村を増やしていくことにより、その必要性を感じて動き出す市町村もあると考えられる。

(構成員)

○成年後見制度の利用を必要としているが、制度が分かりづらく利用できていない方もいるということをもっと市町村に訴えていく。今の取組とはアプローチ方法を変え、利用者目線の声を届けることで、市町村が利用促進に取り組む必要性を働きかける。当会では、一般府民向けの制度普及セミナーを毎年実施しているが、中核機関に取り組んでいない市の住民の方にも、制度の必要性を認識いただきたいと考えている。

(構成員)

- 新しい取組を始めるということではなく、今まで積み上げてきた取組の見直し・点検をする。府だからできる周知等を積極的に行ってほしい。
- ◆府の設置する相談窓口等について、市町村が把握し、うまく利用できているか確認する必要がある。
 - ◆ブロック意見交換会に何度か出席した。市町村計画への反映や予算取りなどを考えると、決定権のある職員の出席が望ましいが、現場職員が出席される市町村もあり、情報が正確に上がっていないことも考えられる。地域福祉担当課長会議等の場で働きかける等、府域全体に働きかけることを考える必要がある。
 - ◆市町村の地域福祉計画への支援を府で行っていると思うが、それとの関連を確認する。
- 他府県の取組について、具体的な情報収集をする。
- ◆他府県で効果のあったヒアリングでは、シートを作成していると聞いている。
 - ◆資料4の他府県の取組は、市町村を集めての意見交換等、見た目は同じ取組でも、個別具体的に見れば、それぞれ効果的なポイントがあるかと思う。

(構成員)

○会でも市町村ヒアリングを行ったが、成年後見制度を利用されている方がいない、という説明をされてい

た市町村もあった。市の方針として実施するためには、市長会等のツールを利用して働きかけを行う等、トップダウンで市の方針として動けるような動機付けを図ることも必要。

(構成員)

○成年後見制度の利用者がいないという市町村は、体制整備ができていると言えるのか。本来の課題に気が付いていないだけではないか。市町村に対し、当事者団体や親族後見人、また専門職団体等の成年後見制度に関わり課題を感じている人の声を届ける場を、府が主導して設ける。

(構成員)

○認知症当事者の居場所の活動をしていても、うちには認知症の人はいない、と言われることがある。相談の場所はたくさんあるが、部署同士の連携が取れていないように感じる。各部署の意識の中に、権利擁護の意識がないと連携は進まない。

○ある会議で、「制度やしくみをどうする」ではなく、「困っている人がいる、この人をどう支援するか全体で考えてみないか」と投げかけた時が、出席者に一番響いたように感じる。

(構成員)

○消費者被害や差別解消等、チームはたくさんあるが、権利擁護は全てに共通する。難しいことだが、どこに相談しても、意思決定支援がなされることが期待される。

○市町村は、「努力義務だからしなくていい」ではなく「市民にとって大事なこと」という意識を持てるよう、市民や団体も、「利用する側としても必要だ」という意識を持てるよう、府は中核機関の整備状況等の情報提供をしてほしい。

(構成員)

○とにかく市民が利用しやすい、分かりやすい制度にしていくことが必要。

(構成員)

○市民後見人の養成に関わる中で、市町村の担当者が変わられると、モチベーションが落ちることが多いと感じている。権利擁護の取組は、市の担当者が必要性を感じるかどうか大きく左右される。職員は兼務も多く、市としての事業の優先順位もあるが、その優先順位を一つでもあげていただけるよう、取組を行っていく。

○現在の中核機関整備 **13** 市町のほとんどで、市社協が運営を受託している。各市町村社協には、日常生活自立支援事業を通じ、権利擁護支援に **20** 年以上取り組んできた実績と経験を活かし、権利擁護の推進に関わっていただきたいと考えている。実態として受託が難しい社協もあるが、大阪府社協としてもメッセージを発信していきたい。

意見交換②親族後見人等へ効果的に周知するためには、どのような取組が考えられるか。

(構成員)

○介護保険の申請等の資料に入れたり、家族会の集いに行政や社協が出向いて周知してはどうか。家族会の集いも、以前の介護家族の集まりもあれば、ご本人の声を聴いて家族と一緒に社会活動をする事で、より良い家族関係を作っていく集まり等、様々な機会がある。

(構成員)

○当会事務局は市社協の中にあり、親族支援も連携して行っている。知的な障がいをもつ方の親も高齢化しており、ホームページも大事だが、すぐ手に取れる紙での周知も必要と感じる。
○国の法改正検討の方向性を受け、親族からは数年待って見直し後に検討したい、という動きもある。会の中でも市町村格差、地域格差を感じている。府域の状況が分かる一覧表があればよいのでは。

(構成員)

○数年前、専門職を招き成年後見制度の講座を実施したが、そのアンケートで「分かりにくい」との回答が多かった。分かりやすい資料があればよいのでは。
○26 家族会の中で、成年後見制度を利用されたのは 1 家族のみ。手続きに非常に手間がかかるうえ、利用後に後見人が変更できないことが分かった。ニーズはあるので、利用者側が利用したいと思えるものにしてほしい。

(構成員)

○家庭裁判所では後見報告等の際に、市町村の相談先等に関する周知は可能か。

(大阪家庭裁判所)

○後見人選任時にお配りするハンドブックの中に、市町村相談窓口一覧を掲載している他、個別課題で相談があり裁判所で回答できない場合も、市町村相談窓口を紹介している。

(事務局)

○本日の意見について、市町村支援に活かしていきたい。方針案はこの内容で策定し、大阪府地域福祉支援計画に反映する方向で進めさせていただく。
○次回は来年度、府が養成すべき法人後見の研究と推進についてご意見をいただく予定。